

とらべつ

歴史余話

今年(昭和76年)は戦後76年である。戦後生まれは、平和を享受し、その対極にある戦争や戦時生活を忌避する傾向があった。しかし、最近では戦時下の社会と戦後社会との継続に目が向けられつつある。ここでは「町内会部落会」について見てみたい。

このほど、役場の書庫に保存されている「昭和二十年度事務報告」(村会『昭和二十一年度議決書及会議録』に合綴)を見る機会を得た。その冒頭に書かれていたのは、敗戦の現実を前にして村政に臨む覚悟であった。すなわち、「畏キ聖断渙発」を受け、「皇土三千年ノ歴史」と「皇国ノ将来」に思いを致し、「悠久ナル民族発展ノタメニ如何ナル難苦ヲモ克服シ敢然トシテ努力ヲ続ケ」と。そして、「町内会部落会」が「隣保ノ扶助ノ精神ニ基」づいて、村政の「事務遂行ニ支障ナキヲ期」して動いていることへの感謝が綴られている。

この「町内会部落会」とは、昭和15年(1940)に制定された「部落会町内会等整備要領」に基づいて、もともと地域に自然発生的に生まれた人々の自治組織を、戦時体制の構築を目的に全国画一的な制度に改めたものである。区域内の全戸を以て、村落に「部落会」、市街に「町内会」が組織された。当別村でも、同16年に「町内会部落会設置規程」が施行され、村内は5町内会、19部落会に組織された(『当別町史』)。同17年には、町内会、部落会は大政翼賛会の下部組織に組み込まれた。

町内会、部落会は軍人家族の援護や物資の配給、防空訓練など、いわゆる銃後社会の核であったが、一方で、人々の日常生活を監視・統制する役

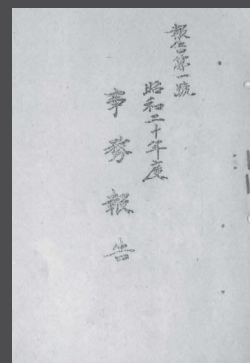
割も果たしていた。「事務報告」を見ると、こうした町内会や部落会が、戦後は地域の復興を支える末端組織として動いていたことがわかる。内務省もこの動きを奨励した。その背景には、これらを存続させて、戦後における生活必需品の調達や配給業務の担い手に、一方で「民主化の防波堤」にするという意図があったという(歴史学研究会『日本同時代史1 敗戦と占領』青木書店)。

その後、GHQに守旧勢力の温床との懸念がもたれ、同22年に町内会、部落会は廃止となった。当別町も、同年、「町内会部落会設置規程」を廃止した。しかし、復興事業や統制経済の中で町政執行に住民の協力は不可欠で、その後も、従来の区域で自主的な活動が続けられた。町は同年12月に町内会長、部落会長を区域の駐在員に委嘱し、同29年には「当別町駐在区設置条例」を制定し、ここに駐在員制度が法制化された(『当別町史』)。この駐在区が現在の行政区につながることになる。

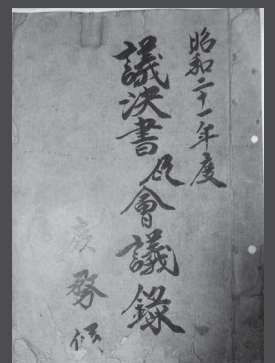
第11回 町内会部落会

旭川工業高等専門学校名誉教授

平野 友彦



「昭和20年度 事務報告」の表紙



「昭和21年度 議決書及び會議録」の表紙